

平成29年度 事業計画書

本協議会は、平成27年度から平成31年度までの5年間、長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの指定管理者としての指定を長崎市から受けている。

平成29年度の事業は、長崎市からの指定管理及び長崎市、長崎県等からの委託を受け、被爆者援護法に基づく被爆者健康診断及び被爆二世健康診断をはじめ、健康増進法に基づくがん検診並びに在宅一人暮らしの被爆者を対象に日常生活支援事業等を実施する。

また、本協議会独自の被爆者援護事業として、原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の運営管理を行い被爆者等の福祉の増進を図る。

事業の計画は、次のとおりである。

I 公益目的事業会計

1. 被爆者健康診断事業

(1) 被爆者健康診断 (長崎市指定管理業務及び長崎県等の委託業務)

被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者を対象に、関係機関の協力を得て長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター及び地区巡回健診会場で、健康診断を実施する。

受診見込数

(単位：件)

区 分		当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
一般検査		22,990	24,310	△ 1,320
がん 検 診	胃がん	20	20	0
	肺がん	2,800	3,280	△ 480
	多発性骨髄腫	10,410	11,340	△ 930
	大腸がん	560	710	△ 150
	乳がん	420	400	20
	子宮がん	230	320	△ 90
	計	14,440	16,070	△ 1,630
精密検査		19,700	20,920	△ 1,220

(参考)

長崎市内の被爆者及び健康診断受診者証所持者の推移 (単位：人)

年度(末)	被爆者	第一種	第二種	計	前年度比
平成26年度	34,199	10	6,451	40,660	△ 1,930
平成27年度	32,547	8	6,226	38,781	△ 1,879
平成28年度	31,273	6	6,020	37,299	△ 1,482

※平成28年度は12月末現在

(2) 被爆二世健康診断 (長崎市及び長崎県等の委託業務)

被爆者二世を対象に、健康診断を実施する。

受診見込数 (単位：件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
2,890	3,260	△ 370

(3) 精神疾患に関する診断及び合併症に関する診断 (長崎市の委託業務)

第二種健康診断受診者証所持者を対象に、被爆体験者精神医療受給者証の交付申請及び更新申請をするため、医療の必要性の有無について診断を実施する。

診断見込数 (単位：件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
193	194	△ 1

(4) 特定健康診査追加健診 (長崎市の委託業務)

国民健康保険の被保険者で74歳以下の被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者を対象に、生活習慣病の予防対策として実施する。

受診見込数 (単位：件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
2,200	2,870	△ 670

(5) 後期高齢者医療健康診査追加健診 (長崎市の委託業務)

後期高齢者医療の被保険者の被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者を対象に、生活習慣病の予防対策として実施する。

受診見込数 (単位：件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
840	700	140

(6) 長崎市がん検診 (長崎市の委託業務)

第二種健康診断受診者証所持者及び被爆者二世を対象に、健康増進法に基づくがん検診(肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診)を実施する。

受診見込数 (単位:件)

区分	当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
肺がん	830	1,000	△ 170
大腸がん	250	310	△ 60
胃がん	14	12	2
合計	1,094	1,322	△ 228

(7) 長崎市胃がんリスク検診 (長崎市の委託業務)

被爆者二世のうち前年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の到達者を対象に胃がんが発生しやすい状態かどうかのリスクを判定し、胃がん発症の予防を目的に実施する。

受診見込数 30件

(8) 被爆者等定期健康診断に伴う案内通知作成及び発送業務 (長崎市指定管理業務)

被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者を対象に、定期健康診断の案内通知を作成し発送する。

発送見込数 63,100件

(9) 被爆者等健康診断個人票ファイリングデータ作成処理業務 (長崎市指定管理業務)

健康診断の検査結果を記録する健康診断個人票に記載されている図及び文字的部分のデータを保存するために、同個人票のファイリングデータを作成する。

処理見込数 15,000枚 (平成23年度の健康診断個人票)

(10) 交通手当支給事務 (長崎市及び長崎県の委託業務)

健康診断を受診した被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者に、自宅との往復運賃に相当する額を支給する事務を行う。

支給見込数 13,860件

(11) 健康相談 (長崎市指定管理業務)

被爆者健康診断の受診者からの相談及び検査結果に基づき、生活改善の提案や医療機関への受診案内を行う。

相談見込数 3,000件

2. 日常生活支援事業（長崎市指定管理業務）

在宅一人暮らしの被爆者を対象に、被爆者のボランティアも参加し健康の維持増進及び生きがいを目的として「ふれあい昼食会」を実施する。

参加見込数

（単位：延人）

区 分	当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
健康管理センター 実施	480	430	50
民間施設実施	2,850	2,850	-
合 計	3,330	3,280	50

II 収益事業等会計

1. 被爆者援護事業

(1) 原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の運営管理

被爆者の健康と福祉の増進を図るため、温泉保養施設を管理運営する。

宿泊見込数

（単位：延人）

区 分	当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
被爆者	6,130	7,300	△ 1,170
その他	4,640	5,000	△ 360
合 計	10,770	12,300	△ 1,530